

10月の生活目標

身なりを整えよう。



10月から後期が始まります。10月1日は、全校一斉服装頭髪指導日です。服装や頭髪を整えて、気持ちを一新して後期のスタートを切りましょう。

皆さんは、制服着こなしセミナーを覚えていますか？ 毎年、1年次生を対象に行われていますが、「着こなしのためのポイント」をいくつか確認します。

① TPO に合った着こなし方

→制服を着ることは社会的な責任を伴います。いわき総合高校の制服を着ることは、言葉にしなくても「私は総合高校の生徒です」と周囲の人に伝えているのと同じこととなります。

→Time：時、Place：場所、Occasion：場合の頭文字をとって、TPOと言います。何をやる時なのか？ 何をやる場所なのか？ 今はどのような場合なのか？ よく考えれば、どのような着こなしをすればよいかわかるはずです。考えて制服を着こなしましょう。



② 衣服のバランス

→本校の制服は、フォーマルスタイルの制服です。フォーマルスタイルというのは、結婚式やお葬式などの冠婚葬祭に着ていく正装と同じ服装だということです。フォーマルスタイルの反対はカジュアルスタイル（普段着）です。フォーマルスタイルであることを意識して着こなししてください。

→かっこいいと思って着崩す人がいますが、服装は自分自身の態度を相手に伝えるものです。相手に対して失礼になることもあるので、着こなしに注意したいですね。

③ 清潔感

→清潔感が相手に伝わるように、お手入れもかかさずにしましょう。

皆さんは知っていますか？「福島県迷惑行為等防止条例」

近年スマートフォンの普及や撮影機器の小型化によって悪質・巧妙な盗撮行為が増加傾向にあります。また、恋愛感情以外のさまざまなトラブルがもとになった、嫌がらせ行為が目立つようになってきています。これらの迷惑行為に対する規定が一部改正されました。



第6条 卑わいな行為の禁止～規制対象場所の拡大～

これまでの「公共の場所」「公共の乗物」における盗撮行為等の規制に加え、次のような場所における盗撮行為等について規制します。

- ① 人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所（トイレ、更衣室、浴場等）
 - ・のぞき見行為
 - ・盗撮行為
 - ・盗撮目的でカメラ等を向ける行為
 - ・盗撮目的でカメラ等を設置する行為
- ② 特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物（集会場、事務所、教室、貸切バス等）
 - ・盗撮行為
 - ・盗撮目的でカメラ等を向ける行為
 - ・盗撮目的でカメラ等を設置する行為

第7条 嫌がらせ行為の禁止～規制対象の拡大～

みだりに特定の者に対し、次の嫌がらせ行為を反復して行い、著しい不安を覚えさせることを規制します。（ストーカー規制法に該当する場合を除く）

- ① つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、押し掛け、うろつき
- ② 監視していることの告知等
- ③ 義務のないことの要求等
- ④ 粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続電話、ファックス、メールの送信、ブログの個人ページにコメントを送ること
- ⑥ 汚物の送付
- ⑦ 名誉を害する事項の告知等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等



☆☆スマートフォンの適切な使い方を考えて、実践してください！☆☆

10月の生徒指導部の予定

1日（木）～7日（水）登下校指導 1日（木）服装頭髪指導

☆☆ **10月**から**衣替え**です。準備しましょう。☆☆

☆☆ **1日**は**正装で登校**してください。☆☆